

【 建設交通部 】

件 名	住宅課の対応について
申立概要 【受理 2. 6. 10】	<p>住宅課は府営住宅に防犯カメラを設置しているが、違法行為について対応する気配がない。</p> <p>この件に関して、住宅課に、防犯カメラの映像から違法行為者の特定と再発防止の対応を求め、事情聴取を依頼したが、音信不通となっていた。その後、住宅課から返信があったが、その内容は不合理な説明と責任回避に終始していると判断せざるを得ない。なぜ映像記録を見ても違法行為の記録がないのかを調査願いたい。</p>
確認事項 【通知 2. 10. 6】	<p>以下のとおり確認した。</p> <p>住宅課は、申立人の指定する時間帯の防犯カメラ映像を保存し、映像を確認したところ、申立人の言う違法行為者と思われる人物の行動等は、確認できない状態であったとしている。</p> <p>また、当日の状況や当該人物の心当たりについて、住宅課が聞き取りを行ったが、当該人物の特定には至っていない。</p> <p>今後、申立人の言う違法行為者への対応は、警察に委ねることとしている。</p>